

四日市看護医療大学

令和元年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四日市看護医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、平成 19(2007)年に三重県四日市市と公私協力方式で、看護学部看護学科を置く大学として開学し、「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」を基本理念としている。これらの理念及び設置母体である学校法人暁学園の建学の精神「人間たれ」に基づき、学則において、大学及び大学院における使命・目的及び教育目的を、具体的かつ簡潔に明文化し、ホームページなどの媒体を通して学内外へ周知している。大学の使命・目的達成のために、また社会への変化に対応して、令和 2(2020)年度から学部名を看護学部から看護医療学部と変更し、看護学科に加えて臨床検査学科を増設する。大学の最大の個性・特色は「地域社会への貢献」であり、これを推進すべく「地域研究機構」を設置し、地域社会への人的資源や生涯学習機会を提供している。

「基準 2. 学生」について

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを明示して入学者選抜を行い、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。「教育推進・学生支援センター」のもとに四つの部門を設置し、教職協働による学修支援体制が整備され、運営されている。また、アドバイザー制度や相談室等を通して学修や心身の健康、キャリアなどについての相談を行う体制が整えられている。教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設・設備等の学修環境は適切に整備・活用され、バリアフリーに対する配慮も行われている。就学支援や、施設・設備等に対する学生の意見・要望は、アンケートや「意見箱」、アドバイザー教員等を通して把握しており、必要に応じて改善を図っている。

〈優れた点〉

- 「四日市看護医療大学育成会奨学金」を設け、学生への経済的な支援を実施していることは、四日市市との公私協力の点からも評価できる。
- 女子更衣室入口に、指紋認証システムと防犯カメラを設置し、セキュリティに万全を期している点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びそれに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、学部ではカリキュラム区分ごとに教育目標を策定して、教育課程が編成されている。シラバスや履修

系統図にディプロマ・ポリシーとの関連を記載することで、教育課程における科目の位置付けを明確にしている。大学院においても、カリキュラム・ポリシーに基づき適切な教育課程を編成している。単位認定や卒業・修了判定は、評価基準に基づいて適切に行われている。学部では学生対象に授業評価アンケートを実施し、個々の教員は寄せられた意見への対応策を学生に示すことで、改善を図っている。大学院でも、学生対象に「研究環境評価調査」を実施し、研究科委員会で改善を図っている。また、平均修得単位数、看護師国家試験合格率、就職率などを最終的な学修成果として点検・評価している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、教授会や全学的な教学マネジメントを担う「教育推進・学生支援センター会議」の議長を務めており、教学マネジメントにおいて学長が適切なリーダーシップを発揮する体制が整備されている。副学長は「学科会議」「大学院研究科委員会」「自己点検・評価委員会」等を担当して、学長を補佐している。学部、大学院共に、設置基準で必要とされている以上の教員数を確保して配置している。FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)のために委員会を設置し、教職員の資質・能力向上のための研修を実施して、改善を図っている。教職員の勤務評価制度を導入しており、今後の成果に期待する。研究支援に関しては、研究倫理に関する規則の整備とその厳正な運用や、個人研究費の支給、大学の施設使用の手続き簡便化などを行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令等を遵守し、環境保全や、人権、安全に配慮しつつ、適切な大学運営を行うとともに、5か年の中期経営計画を策定することで、大学の使命・目的を実現するための継続的な努力をしている。理事会機能を高めるために常任理事会を設置し、理事会での意思決定が適切に行われるようにしている。大学の最高意思決定機関に位置付けられている「大学運営委員会」は理事長が議長になり、学長や事務局長等が委員になることで、法人と大学の間の意思疎通と連携が円滑に行われている。理事、評議員、監事の会議出席状況は良好であり、それぞれの職務が適切に執行されている。中期経営計画に基づいて5か年予算を策定して財務運営が行われ、過去5年間の大学単独での経常収支差額比率は良好に推移しており、安定的な財務基盤を確立している。会計処理及び会計監査は、法令等に沿って適正に行われている。平成31(2019)年4月には内部監査室を設置し、監事監査と連携し厳正に内部監査を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

「自己点検・評価委員会」を中心に、自己点検・評価を行う恒常的な組織体制が整備されている。毎年度、各委員会や部署等で「年次活動計画報告書」とそれに基づく「提案書」を作成しているほか、3年に一度、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して「自己点検・評価報告書」を作成することで、内部質保証に取り組んでいる。また、「年次活動計画報告書」「自己点検・評価報告書」をホームページに公開して、学内外に周知している。加えて、「四日市看護医療大学運営協議会」を通して、四日市市や市立四日市病院とも大学の取組みを共有し、改善を図っている。教育の質保証に向けた取組みとして、アセスメント・

ポリシーを作成したり、卒業時の教育目標達成度を数値化したりしているが、これらの取組みは始まったばかりであり、今後の改善及び成果に期待する。

〈優れた点〉

○「年次活動計画報告書」や学生生活調査のまとめ、卒業時到達目標ごとの自己評価等をホームページで積極的に公開していることは高く評価できる。

総じて、大学は基本理念及び建学の精神に基づき、四日市市との公私協力方式により設立された看護系大学として、地域住民の健康維持増進に貢献している。具体的には、四日市市と連携した看護師養成や、「地域研究機構」を通して積極的に地域社会への人的資源や生涯学習機会の提供を行っている。また、内部質保証に向けた取組みを積極的にホームページで公開し、教育の質向上に向けた改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 自治体への公務員輩出率

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 19(2007)年に四日市市との公私協力方式により、看護学部看護学科を置く大学として開学し、「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」を基本理念とし、「地域社会への貢献」を最大の個性・特色としている。これらの理念及び設置母体である学校法人暁学園の建学の精神「人間たれ」に基づき、学則において、大学及び大学院における使命・目的及び教育目的を、具体的かつ簡

潔に明文化している。

大学は、ディプロマ・ポリシーの見直しや、令和 2(2020)年度に予定している看護学部から看護医療学部への学部名変更と臨床検査学科の新設などを通して社会の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的について、教職員には FD や SD の取組みを通して、役員には理事会での議論を通して、理解と支持を得ているとともに、ホームページや学内電子掲示板など多様な方法で学内外に周知している。「学校法人暁学園第 7 次中期経営計画」では、大学の使命・目的及び教育目的や個性・特色を反映させ、5 領域における強化プランを策定している。また、使命・目的を達成するため、養成を目指す人材像を明確にして、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定している。

教育研究組織として看護学部、看護学研究科を設置し、その運営に必要な各種委員会等を整備している。また、「地域研究機構」を設置して、地域社会への人的資源や生涯学習機会の提供などを行い、大学の個性・特色である「地域社会への貢献」を具現化している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、学部・大学院の募集要項に掲載するほか、高等学校の進路指導担当者への公開、オープンキャンパス、入試相談会等で説明を行い周知している。また、推薦入試・一般入試・社会人特別入試など多様な入試制度でアドミッション・ポリシーに沿う学生を幅広く選抜し、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。

入試問題の作成に当たっては、内容や方針を決める過程、作題者の選定、作成された入試問題の確認等について体制を整えている。入学者決定までのプロセスも適正に実施されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制としては、「教育推進・学生支援センター」に教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門、教学課を設置して、教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。また、シラバスにオフィスアワーの日時・場所を掲載するとともに、個別に E メールで連絡を取り、学生からの連絡・相談に対応できる体制を整えている。

学修支援の充実については、アドバイザー制度を設け、履修全般に関する指導・助言、休学・退学等の相談、心身に障がいのある学生への修学支援などを行っている。また、休学希望者・留年者に対しては、教務委員長及び教育推進・学生支援センター長が個別面談を行い、アドバイザー教員との連携を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生は、臨地実習を通して社会的・職業的自立に必要な知識・技術を修得するほか、医療機関の職員や患者・家族、行政・企業の職員、地域住民との対応を通してコミュニケーション能力等を養っている。また、4 年次には、実習病院の看護部長や卒業生を招いて就職に向けた話を聞く機会を設け、就職への意識や意欲の向上を図っている。

2 年次には、希望者を対象とした海外研修を実施し、アメリカの医療・看護事情を知ることや英語学修、異文化交流による能動的な学びの機会を提供している。

その他にも、キャリア支援委員会、教学課及び学生生活委員会が連携し、アドバイザー教員や事務職員によるキャリア支援や、外部講師によるマナー講座など側面的な支援体制を整え、極めて高い就職率を維持している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「教育推進・学生支援センター」及び学生生活委員会が中心となり、アドバイザー制度を構築している。アドバイザー教員は、学生生活全般、履修、健康、就職などの相談に対して、必要に応じて学生相談室などと連携し支援している。アドバイザー教員の質の担保のため、研修会を毎年度実施している。

学生相談室には臨床心理士、保健室には専任職員（看護師又は保健師）を配置し、学生や教職員の心身の健康相談、生活支援を行っている。また、ハラスメント対策委員会を中心に、ハラスメント防止の啓発に取り組んでいる。

就学支援として、四日市市との公私協力による「四日市看護医療大学育成会奨学金」をはじめ、さまざまな奨学金制度を設け、多くの学生に利用されている。

〈優れた点〉

○「四日市看護医療大学育成会奨学金」を設け、学生への経済的な支援を実施していることは、四日市市との公私協力の点からも評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

運動場、体育館、食堂及びクラブハウスは併設する四日市大学との共用であるが、設置基準を上回る校地面積及び校舎面積を有している。図書データは全て電子化し学内外からの検索が可能で、敷地内にある四日市大学の図書館も自由に利用できる環境にある。また、無線 LAN を概ね全域で整備し、実習中は電子ブックが利用できる等、情報環境を整備している。

校舎は耐震基準を満たしており、講義棟及び実習棟では、車椅子・視覚障がい者対応エレベーターや多目的トイレなどのバリアフリーに配慮した設備が整備されている。また、安全監視カメラやAED（自動体外式除細動器）を増設し、安全安心な環境を整えている。

教育効果を上げるため、英語やIT等の科目は、40～60人の教室で実施し、更に少人数での実施が望ましい演習などは演習室を活用している。

〈優れた点〉

○女子更衣室入口に、指紋認証システムと防犯カメラを設置し、セキュリティに万全を期している点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望については、学生生活調査、授業評価アンケート、「大学院研究環境評価調査」「意見箱」等を通してくみ上げるシステムを整備している。「意見箱」は教学課内に設置しており、投函された要望等について、食堂設備やメニュー、駐車場など、それぞれ対応を図り改善に努めている。

また、毎年度、保護者懇談会を開催し、保護者との意見交換やアンケート調査などにより保護者の声もくみ上げ、改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、平成 28(2016)年度に大学の教育目的を踏まえた見直しを行い、ホームページや学生便覧などに明記し、オリエンテーションで周知している。また、シラバスでは、科目とディプロマ・ポリシーとの関連が記載されている。

学部では、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を学則等に定め、学生便覧に明記するとともに、オリエンテーションで説明している。大学院では、修了認定基準及び学位論文審査基準を定め、論文審査要領等とともに周知している。

GPA(Grade Point Average)制度を取入れ、GPA の低い学生には、教務委員長及びアドバイザー教員が連携して学修指導を行っている。進級判定、卒業認定、修了認定等は、教授会（大学院は研究科委員会）の審議を経て、学長が決定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーと同時に見直し、学生便覧等に明記するとともに、オリエンテーションにおいて説明し、周知している。

学部では、カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラム区分ごとに教育目標を策定し、履修系統図に明示している。また、シラバスでは、到達目標、授業内容のほか、ディプロマ・ポリシーとの関連を明示し、一貫性を可視化している。教養教育については、幅広い教養と広い視野での見識を育てるという目的に沿った科目を配置し、実施している。1年間の履修登録単位数の上限を 48 単位とし、一部の科目では、教育効果を高めるために先修条件を設けている。大学院では、「修士論文コース」「専門看護師コース」の 2 コースを置き、カリキュラム・ポリシーに従い、体系的な教育課程を編成している。

教育効果を考慮して、演習形式の授業を取入れているほか、授業・教育に関する研修会を毎年度実施し、教育力の向上を目指す取組みを行っている。

〈参考意見〉

○教養教育をカリキュラム・ポリシーに基づき適切に実施するため、組織的に検討・評価する体制を充実させることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部では、平均修得単位数、国家試験合格率、就職率等を学修成果として点検・評価しており、三つのポリシーに関する検証をするための評価項目を定めている。大学院では、学位申請論文を最終的な学修成果の主たる評価指標とし、「研究計画発表会」「研究論文発表会」等において、全大学院教員が指導できる体制を整えている。

授業評価アンケートの結果は、全ての担当教員に報告され、専任教員には学生の意見への対応策の記載を義務付け、閲覧できる体制を整えている。大学院では、「研究環境評価調査」を実施し、研究科委員会で協議し、対応を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な教学マネジメント構築のため、4 部門から成る教職協働の「教育推進・学生支援センター」を立上げ、センター会議の議長である学長のリーダーシップのもとで教学に関する事項が審議されている。

大学運営に関する重要事項は、法人の意思を確認しつつ、学長、副学長及び部局長で構成する「大学運営委員会」において審議し、学長が決定している。

平成 29(2017)年度から副学長を採用して「学科会議」「大学院研究科委員会」「自己点検・評価委員会」等を担当させるなど、学長を補佐する体制を整え、学長の意向と学内の意見の調整に役割を果たしている。

教授会の教学に関する位置付け及び役割は「四日市看護医療大学教授会規程」に定めら

れている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める専任教員数並びに教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保して、配置している。

教員採用については、「四日市看護医療大学専任教員採用選考規程」に基づき、教員人事審議会で審議し、計画的な選考を行っている。昇任については、「四日市看護医療大学専任教員昇任審査規程」に基づき審査している。

学部に「ファカルティ・ディベロップメント委員会」、大学院に「ファカルティ・ディベロップメント担当者会議」を置いて FD 活動を推進している。シラバスに授業公開の可否を記載し、助手、助教が参観するなど、公開には制限があるものの授業改善への取組みが進められている。

平成 30(2018)年度から大学全体で勤務評価制度を導入しており、その積極的な活用による職能開発の効果が期待される。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員として、能力の向上とともに社会人としての資質向上を図るため、「四日市看護医療大学スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、スタッフ・ディベロップメント委員会を設置している。SD の推進・企画を立案し、学内だけでなく、他大学や他団体等が実施する研修にも教職員を計画的に参加させ、研修を進めている。また、教学マネジメントに関わる専門的職員の養成、大学改革、高大接続、IR(Institutional Research)などの研修を実施している。

加えて、職務に対する工夫や勤労意欲の向上促進のため、全学的に勤務評価制度を導入している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究を適正に行うため、研究倫理に関する規則等を定めている。毎年度、一般財団法人公正研究推進協会が提供するeラーニングプログラムの受講を義務付け、教員、関係する職員が全員受講しており、不正防止のための体制を整え、厳正に運用している。

教員には研究室を整備しており、教授、准教授及び講師には個別の研究室を用意している。また、研究室のある建物の鍵を全教員に貸与しており、大学の休業日以外はいつでも研究活動が行える体制としている。

個人研究費に関しては、「四日市看護医療大学個人研究費取扱内規」を定め、助手から教授まで職位に応じて個人研究費を支給し研究意欲の促進を図っている。

外部資金の導入に関しては、「四日市看護医療大学共同研究取扱規程」「四日市看護医療大学受託研究取扱規程」「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」等により、教員の研究活動を支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「人間たれ」を基本とし、学校法人の基本規則である寄附行為や学則等に基づき運営を行っている。

使命・目的を実現するため、5か年ごとの学校法人の中期経営計画を策定するとともに、四日市市副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、第三者のチェックを受けながら継続的に努力を重ねている。

環境保全に対する基本理念に基づいて環境基本方針を定め、ホームページや学生便覧等で周知を図っている。ハラスメント等の規則を整備し、「ハラスメント対策ガイドライン」を定めるとともに公益通報窓口を設置するなど、人権について配慮している。安全衛生管理体制を整え、教員や学生が自治体の機能別消防団員として参画するほか、防災訓練や講習会等により防災意識の向上を図っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最高意思決定機関である理事会については、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に理事会の決議事項を詳細に規定している。定例会を原則年3回開催することと定め、必要に応じ臨時理事会を開催している。

理事会のもとに寄附行為に定められた常任理事会を設置し、理事会の審議事項について十分審議を加えるなど、理事会の意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。

理事及び監事は、寄附行為及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」により選考され、理事会への理事、監事の出席状況は良好である。

理事には企業経営者が含まれ、法人運営に当たり企業経営的視点を取入れた審議が行われる体制になっている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」はともに理事長が議長になっており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

学長を兼任している理事長を補佐する常務理事のほか、理事長任命の総務財務担当理事を置く一方、学長を補佐する副学長を採用し、法人部門と大学部門の双方が意思疎通を図り、互いに連携しながら協議を進めることが可能になっている。

評議員の選考及び評議員会の運営に関しては、寄附行為及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に規定され適切に実施されている。

令和元(2019)年度から法人内に内部監査室を設置することにより監査機能を強化し、監査業務の充実に努めている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人として5か年ごとに中期経営計画とそれに基づく5か年予算を策定しており、年度予算については5か年予算をもとにした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応して予算の再編成を行い、それを基礎として財務運営を進めている。

従前、四日市市から選出された委員も含めて「暁学園財政改善委員会」を立上げ「財政改善計画案」を策定し、「暁学園財政評価検討委員会」でその進捗状況について検証をしてきた。この検討委員会は平成28(2016)年度末をもって解消したが、法人の財政状況は改善しており、現在は四日市市と「四日市看護医療大学運営協議会」を開催し、四日市市から財政運営などにおける意見や助言を聴取しながら大学運営を行い、財政の健全化に努めている。

また、大学単独では、収容定員の確保や、国庫補助金の獲得への積極的な取組みなどにより、過去5年間の経常収支差額比率は良好に推移しており、安定的な財務基盤を確立している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」「学校法人暁学園資金運用管理規程」等に沿って適正に行われている。会計処理を行うに当たって問題等が生じた場合には監査法人に相談するなどの対応を行っている。

会計監査は、監査法人と監事によって行われており、監査法人による監査は、会計帳簿書類や証ひょう書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較を行いながら厳正に実施されている。

監事による監査は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第18条の定めに基づき、業務及び財務の状況に関するヒアリングにより実施されている。

加えて、内部監査室を設置し、監事監査と連携し厳正に内部監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会」を設置し、「年次活動計画報告書」や「自己点検・評価報告書」の作成・点検を行う体制を整えている。「自己点検・評価委員会」には教員のほか、事務局長が委員になっており、学長管轄部門の委員会として運営されている。副学長が委員長を務めることで、内部質保証のための責任体制が確立されている。また、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」で、教学面と経営面での取組みにおける整合性を図る仕組みを整えている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会」が中心になって、教授会や各種看護領域、各種委員会、事務部門及び「地域研究機構」がそれぞれの活動について PDCA のステップごとにエビデンスも示しながら「年次活動計画報告書」をまとめている。また、3年に一度、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して、「自己点検・評価報告書」を作成している。「年次活動計画報告書」「自己点検・評価報告書」はホームページで公開して、学内外への周知を図っている。加えて、「四日市看護医療大学運営協議会」を通して、四日市市関係者及び市立四日市病院関係者と意見交換を行う場を設けており、外部からの視点も取入れた内部質保証に取り組んでいる。

大学の現状把握のために、IR 課を設置し、入試区分別 GPA や国家試験合格率、卒業時到達目標ごとの自己評価等の分析を行い、現状把握に努めている。

〈優れた点〉

○「年次活動計画報告書」や学生生活調査のまとめ、卒業時到達目標ごとの自己評価等を

ホームページで積極的に公開していることは高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、PDCA のステップごとにまとめた「年次活動計画報告書」を作成し、これをもとにした「提案書」を策定することで、教育の改善・向上を図っている。三つのポリシーに対応して「入学前・入学直後」「単位認定・進級」「卒業時（卒業後）」の三つのステージでアセスメント・ポリシーを作成することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組んでいるが、これを活用する取組みは始まったばかりであり、今後の発展に期待する。

大学が行っている自己点検・評価や認証評価で指摘された点、「四日市看護医療大学運営協議会」を通しての要望等に応じて、教員評価制度の導入、卒業生や就職先に対するアンケートの実施など、大学運営における改善・向上を図っており、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 四日市市との公私協力体制の整備

A-1-① 四日市市の公的支援に基づく人材輩出と人的相互協力体制の推進

A-2. 看護職人材育成・生涯学習の拠点

A-2-① 訪問看護師養成研修(在宅看護研修)の実施

A-2-② 訪問看護師スキルアップ研修の実施

A-2-③ 介護・看護人材育成研修の実施

A-2-④ 公開講座等の実施

A-3. 人的資源の提供

A-3-① 大学が持つ人的資源の地域社会への提供

【概評】

開学以来、四日市市との公私協力体制により、卒業後に市内の医療機関などにおいて看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対する独自の奨学金制度「四日市看護医療大学育成会奨学金」を設けている。この奨学金制度は、市内の医療施設などに従事した場

四日市看護医療大学

合は、返還免除になり、各学年次 30 人、全体で 120 人が利用している。また、市立四日市病院や四日市市保健所等からは、主たる実習場所の提供のほか、講義への講師派遣などの教育への協力も得ている。

在宅医療の推進に欠かすことのできない訪問看護師を確保・養成するため、四日市市と協力し、平成 23(2011)年度から「訪問看護師養成研修」を開始し、平成 29(2017)年度からは、「在宅看護研修」と改称して継続的に実施している。また、大学が独自で公開講座などを開催しており、地域社会への生涯学習機会の拡大を図り、看護・医療の知識等の知的財産を社会に発信している。

四日市市をはじめ近隣自治体、三重県等の行政機関からの各種委員会委員等への就任要請に対して協力を行っている。四日市市には、「地域医療支援委員会」「市立四日市病院倫理委員会」「市立四日市病院治験審査委員会」をはじめとして多くの委員会活動に参加協力し、大学が持つ人的資源を地域社会に提供している。

自治体との公私協力体制のもと、大学が看護職人材の養成や生涯学習の拠点になり、人的資源を地域に提供しているなどの取組みは、地域社会において不可欠な大学としての役割を果たしており、特筆すべき点である。

特記事項 (自己点検評価書から転載)

自治体への公務員輩出率

本学は「公私協力方式」で四日市市の支援を受け設立された大学であり、地域社会への貢献を重要視していることから、より地域貢献度が高いと考えられる市立四日市病院をはじめとする公務員（看護師、保健師、助産師）の就職率を高水準で確保していくことを目標としている。

具体的には、就職者の平均 40%を水準に公務員として地域社会へ輩出していくことを常に意識しており、その目標は達成されていると判断している。

公務員就職数及び就職率（直近7年間）

卒業年	就職者数	公務員数	割合%	備考
2013	71	29	40.8	市立四日市病院、あいち小児保健医療センター、小牧市民病院、三重県、名張市ほか
2014	109	37	33.9	市立四日市病院、名古屋市立東部医療センター、亀山市立医療センター、朝日町ほか
2015	104	39	37.5	市立四日市病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、豊橋市民病院、小牧市民病院ほか
2016	111	52	46.8	市立四日市病院、松阪市民病院、岡崎市民病院、春日井市民病院、市立恵那病院、三重県ほか
2017	109	47	43.1	市立四日市病院、一宮市立市民病院、半田市立半田病院、松阪市民病院、津市、松阪市ほか
2018	100	47	47.0	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、市立伊勢総合病院、一宮市、飛島村ほか
2019	103	44	42.7	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、小牧市民病院、津市、朝日町ほか
計	707	295	41.7	